

青森港地方創生拠点整備事業 プロポーザル競技実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森港地方創生拠点整備事業プロポーザル競技（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な手続等を定めるものである。

(公告)

第2条 本プロポーザルを実施するときは、県のホームページ及び県内業界新聞への掲載等の方法により公告するものとする。

2 本プロポーザルの公告は、青森港地方創生拠点整備事業プロポーザル競技実施公告によるものとする。

(参加資格)

第3条 本プロポーザルに参加する者は、設計及び工事監理を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）及び施工を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）で構成されるコンソーシアムとする。

2 港湾空港課長は、本プロポーザルに参加する者が具備すべき資格（以下「参加資格」という。）を、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日青監第3号）第33条第1項に規定する青森県県土整備部担当課建設業者等選定委員会、同要領第25条に規定する青森県県土整備部建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）及び青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日青監第611号）第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会の審査を経て定めるものとする。

(参加表明書・技術提案書の提出)

第4条 県土整備部長は、参加希望者に参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）及び技術提案書を提出させるものとする。

2 前項の参加表明書及び技術提案書の提出期限等は、県土整備部長が別に定める。

3 県土整備部長は、参加表明書を提出した者に対して、参加資格の有無を書面により通知するものとする。

4 第1項の技術提案書は、次のとおり取り扱うものとする。

一 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

二 技術提案書は、参加者に無断で審査以外の用途に使用しない。

三 技術提案書は返却しない。

四 技術提案書の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日以内（休日を含まない。）の差し替えを認めるものとする。

5 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(審査委員会)

第5条 本プロポーザルの審査を厳正に行い、最も優れた参加者（以下「最優秀者」という。）及び最優秀者の次に優れた参加者（以下「優秀者」という。）を選定するため、青森港地方創生拠点整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の設置に関する規定は、青森港地方創生拠点整備事業プロポーザル審査委員会設置要領によるものとする。

(随意契約)

第6条 県は、最優秀者のコンソーシアム構成員とそれぞれ設計業務委託、工事監理業務委託、建設工事の随意契約（地方自治法施行令第167条の2第2項に基づく随意契約をいう。以下同じ。）の交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者のコンソーシアムの構成員に事故等があり随意契約の交渉が困難な場合は、優秀者のコンソーシアム構成員とそれぞれ設計業務委託、工事監理業務委託、建設工事の随意契約の交渉を行うものとする。

なお、随意契約の相手方に決定した者と別添契約書（案）により契約を締結するものとする。

- 2 前項の随意契約の交渉までに青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により一般競争に参加する資格があるとの認定を受けることができなかった場合は、その者とは契約は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月4日から施行する。